

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年12月26日
【会社名】	プレミアグループ株式会社
【英訳名】	Premium Group Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 洋一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
【電話番号】	03-5114-5701
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 広報・IR部長 金澤 友洋
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
【電話番号】	03-5114-5709
【事務連絡者氏名】	上席執行役員 広報・IR部長 金澤 友洋
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 12,600,000円 発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の 合計額を合算した金額 2,031,400,000円 (注) 行使価額が修正又は調整された場合には、発行価額の総 額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計 額を合算した金額は増加又は減少する。 また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合 及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新 株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減 少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年12月17日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件、その他新株予約権発行に関し必要な事項が2018年12月26日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

##### 2 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

(2) 手取金の使途

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	7,000個
発行価額の総額	金12,600,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価格に7,000を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり金1,800円とするが、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2018年12月26日から2018年12月28日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に記載する方法と同様の方法で算定された結果が1,800円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2019年1月11日から2019年1月16日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の8営業日後の日とする。
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	プレミアグループ株式会社 経営戦略部 東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
払込期日	2019年1月11日から2019年1月16日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の8営業日後の日とする。
割当日	2019年1月11日から2019年1月16日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の8営業日後の日とする。
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 丸ノ内支店 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

(注)1 本有価証券届出書による当社の新規発行新株予約権(以下「本新株予約権」という。)に係る募集については、2018年12月17日(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会(以下「本取締役会」という。)においてその発行を決議している。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

発行数	7,000個
発行価額の総額	金12,600,000円
発行価格	金1,800円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2019年1月11日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	プレミアグループ株式会社 経営戦略部 東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル
払込期日	2019年1月11日
割当日	2019年1月11日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 丸ノ内支店 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号

(注) 1 本有価証券届出書による当社の新規発行新株予約権(以下「本新株予約権」という。)に係る募集については、2018年12月17日(以下「発行決議日」という。)開催の当社取締役会及び2018年12月26日(以下「条件決定日」という。)付の当社取締役会(以下個別に又は総称して「本取締役会」という。)においてその発行を決議している。

(後略)

## (2)【新株予約権の内容等】

&lt;訂正前&gt;

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は700,000株、交付株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。)が修正されても変化しない(ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権の行使による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、2019年1月17日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の91.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：本新株予約権の行使価額の下限(下限行使価額)は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。)の水準によって、以下のとおり決定される。  <u>(1) 条件決定基準株価が4,120円以上である場合</u>  <u>条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。</u>  <u>(2) 条件決定基準株価が4,120円を下回る場合</u>  <u>2,884円(発行決議日直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)とする。</u> </li> <li>5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は700,000株(発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は11.55%)、交付株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：2,031,400,000円(ただし、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額について2,884円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)</li> </ol>
---------------------------------	---

(中略)

<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                  本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2 行使価額は、当初、<u>条件決定日の直前取引日の東証終値（以下「条件決定基準株価」という。）と同額とする。</u>ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 2019年1月17日以降、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東証終値の91.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。</p> <p>ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。</p> <p><u>「下限行使価額」は、条件決定基準株価の水準によって、以下のとおり決定され、本欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。</u></p> <p><u>条件決定基準株価が4,120円以上である場合</u>  <u>条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。</u></p> <p><u>条件決定基準株価が4,120円を下回る場合</u>  <u>2,884円（発行決議日直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）とする。</u></p> <p>(2) 本項第(1)号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。</p>
-----------------------	---

（中略）

<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金2,896,600,000円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。）                  別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。</p>
--	--

（中略）

（注）1 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

（中略）

(2) 本新株予約権の商品性  
 本新株予約権の構成

（中略）

・本新株予約権の行使価額は、当初、条件決定基準株価と同額ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の91.5%に相当する金額に修正されます。ただし、行使価額の下限は、本新株予約権の発行要項に従って条件決定日に決定されますが、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

(中略)

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・割当予定先は、( )2019年1月17日以降、2021年12月14日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(ただし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号又は第(4)号に掲げる事由が生じた場合には、同項の定めに基づいて調整した金額とします。)を下回った場合、( )2021年12月15日以降2021年12月21日までの期間、( )当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は( )当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全てを取得します。

(中略)

(3) 本新株予約権を選択した理由

(中略)

(本新株予約権の主な特徴)

(中略)

株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・一定の水準の下限行使価額が設定されていること
- ・行使指定を行う際には、東証終値が下限行使価額の120%の水準以上である必要があり、また、本(注)1(2)に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行又は処分による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

(中略)

(本新株予約権の主な留意事項)

(中略)

本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(後略)

&lt; 訂正後 &gt;

<p>当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等の 特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は700,000株、交付株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。以下同じ。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（ただし、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、交付株式数は、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権の行使による資金調達の額は増加又は減少する。</li> <li>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、2019年1月17日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。）の91.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該行使請求の通知が行われた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該行使請求の通知が行われた日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：本新株予約権の行使価額の下限（下限行使価額）は、<u>発行決議日直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額である2,884円である</u>（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(1)号を参照。）。</li> <li>5 交付株式数の上限：本新株予約権の目的となる株式の総数は700,000株（発行決議日現在の発行済株式数に対する割合は11.55%）、交付株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：2,031,400,000円（ただし、本新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。）</li> </ol>
---	---

（中略）



新株予約権の行使時の払込金額	1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。 2 行使価額は、当初2,884円とする。ただし、行使価額は、本欄第3項又は第4項に従い、修正又は調整されることがある。 (注) 発行決議日時点においては、当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の東証終値とすることとしていたが、条件決定日の直前取引日である2018年12月25日の東証終値が下限行使価額を下回ることとなったため、下限行使価額と同額とすることとした。 3 行使価額の修正 (1) 2019年1月17日以降、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東証終値の91.5%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。) ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が2,884円(ただし、本欄第4項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。)を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。 (2) 本項第(1)号により行使価額が修正される場合には、当社は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金2,031,400,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
---------------------------------	---

(中略)

(注) 1 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由

(中略)

(2) 本新株予約権の商品性  
 本新株予約権の構成

(中略)

- ・本新株予約権の行使価額は、当初2,884円ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の91.5%に相当する金額に修正されます。ただし、行使価額の下限は、2,884円(発行決議日直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)であり、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。

(中略)

割当予定先による本新株予約権の取得の請求

- ・割当予定先は、( )2019年1月17日以降、2021年12月14日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが1,948円(条件決定日の直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(ただし、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号又は第(4)号に掲げる事由が生じた場合には、同項の定めに基づいて調整した金額とします。))を下回った場合、( )2021年12月15日以降2021年12月21日までの期間、( )当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、又は( )当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合等一定の場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全てを取得します。

(中略)

(3) 本新株予約権を選択した理由

(中略)

(本新株予約権の主な特徴)

(中略)

株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・一定の水準の下限行使価額が設定されていること
- ・行使指定を行う際には、東証終値が3,461円(下限行使価額の120%の水準)以上である必要があり、また、本(注)1(2)に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式発行又は処分による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

(中略)

(本新株予約権の主な留意事項)

(中略)

本新株予約権発行後、東証終値が5取引日連続して1,948円(条件決定日の直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額)を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(後略)

## 2【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,896,600,000	10,000,000	2,886,600,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- 2 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
- 3 払込金額の総額の算定に用いた新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額については、発行決議日の直前取引日の東証終値を当初の行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が発行決議日の直前取引日の東証終値で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初の行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 4 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び登記関連費用等）の合計であります。
- 5 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

<訂正後>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
2,031,400,000	10,000,000	2,021,400,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- 2 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び登記関連費用等）の合計であります。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注) 2の全文削除並びに3、4及び5の番号変更

(2)【手取金の使途】

<訂正前>

上記差引手取概算額2,886,600,000円につきましては、「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1(1)」に記載しております、コア事業及び既存カービジネス関連事業の推進と拡大に向けた投資資金と、国内外の事業領域拡大に向けた将来のM&A投資資金として充当する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
コア事業及び既存カービジネス関連事業の推進と拡大に向けた投資資金	1,000	2019年1月～2022年1月
国内外の事業領域拡大に向けた将来のM&A投資資金	1,886	2019年1月～2022年1月
合計	2,886	

(中略)

国内外の事業領域拡大に向けた将来のM&A投資資金

(中略)

当社グループは、有力な情報を集めながらグループの成長に資する案件を継続的に模索しており、今回の資金調達により、案件発生時の機動的な資金をあらかじめ確保しておくことで、更なる成長機会を積極的に取り込むことができると考えております。かかる将来のM&A投資資金として、2019年1月から2022年1月までに、合計1,886百万円を充当することを予定しております。今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

(後略)

< 訂正後 >

上記差引手取概算額2,021,400,000円につきましては、「1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等 (注) 1 (1)」に記載しております。コア事業及び既存カービネス関連事業の推進と拡大に向けた投資資金と、国内外の事業領域拡大に向けた将来のM&A投資資金として充当する予定であります。

具体的な用途	金額（百万円）	支出予定時期
コア事業及び既存カービネス関連事業の推進と拡大に向けた投資資金	1,000	2019年1月～2022年1月
国内外の事業領域拡大に向けた将来のM&A投資資金	1,021	2019年1月～2022年1月
合計	2,021	

（中略）

国内外の事業領域拡大に向けた将来のM&A投資資金

（中略）

当社グループは、有力な情報を集めながらグループの成長に資する案件を継続的に模索しており、今回の資金調達により、案件発生時の機動的な資金をあらかじめ確保しておくことで、更なる成長機会を積極的に取り込むことができると考えております。かかる将来のM&A投資資金として、2019年1月から2022年1月までに、合計1,021百万円を充当することを予定しております。今後案件が具体的に決定された場合においては、適時適切に開示いたします。

（後略）

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 3【発行条件に関する事項】

##### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、東証の承認を受け、2018年12月25日に当社普通株式が株式会社東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定される旨、本株式分割に係る決議及びワランティサービスを展開している会社である株式会社ロペライオソリューションズの買収を行った旨をそれぞれ公表しております。当社は、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、本日（発行決議日）時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定する予定です。

上記に従って、当社は、本日（発行決議日）時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記の場合を除き評価に織り込まないこと、当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限る。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、株価が条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を5営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本日（発行決議日）時点の本新株予約権1個当たりの払込金額として、本新株予約権につき、当該評価と同額となる金1,800円と決定しました。なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）からも、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

< 訂正後 >

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、東証の承認を受け、2018年12月25日に当社普通株式が株式会社東京証券取引所市場第二部から同市場第一部銘柄に指定される旨、本株式分割に係る決議及びワランティサービスを展開している会社である株式会社ロペライオソリューションズの買収を行った旨をそれぞれ公表しております。当社は、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定しました。

上記に従って、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「プルート・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。プルート・コンサルティングは、両時点の本新株予約権の価値について、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利子率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に 当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記 の場合を除き評価に織り込まないこと、 当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限る。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、 株価が条件決定日の直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を5営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、発行決議日時点の本新株予約権1個当たりの払込金額として、本新株予約権につき、発行決議日時点における評価結果と同額である金1,800円と決定しました。また、 株価変動等諸般の事情を考慮の上で2018年12月26日を条件決定日とし、条件決定日時点において想定される本新株予約権1個当たりの払込金額を、条件決定日時点における評価結果と同額となる金280円としました。その上で、 両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの払込金額を金1,800円と決定しました。 当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、 当社監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実認められないという趣旨の意見を得ております。

- （ ）本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルート・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- （ ）プルート・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないため、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- （ ）当社取締役がそのようなプルート・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- （ ）プルート・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役への具体的な説明が行われたうえで、評価報告書が提出されていること
- （ ）本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルート・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- （ ）本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役及び監査役になされていること